



この著作物は著作権法、国際条約およびその他の知的財産権に関する法律や条約によって保護されています。著作権者（独立行政法人福祉医療機構）ならびに著作権者の許可を得ない複製（コピー）、再配布を、固くお断わりいたします。

特集

訪日外国人受診者による 医療費不払い情報の報告の仕組みとは

2021年5月10日から、訪日外国人による医療費不払い情報の報告の仕組みの運用が始まっています。

一定額以上の不払いが発生したときに医療機関から情報を厚生労働省に提供し、出入国在留管理庁へ共有する仕組みで、次回以降の入国審査を厳格化するものです。

この仕組みの目的は、周知を通じて、訪日外国人受診者による医療費不払い発生を抑止力とすることです。

未収金の 累計残高20万円以上が対象

医療機関の経営に影響を与える未収金（受診者から支払ってもらえない医療費）については、各医療機関で回収の努力が行われているものの、なかでも国内に住所がない訪日外国人の受診で未収金が発生した場合、回収はより困難になる。

訪日外国人は新型コロナウイルス感染症の流行により一時的に減少しているが、今後は

再び増加することが見込まれる。国際的な往来については、訪日外国人が安心・安全に日本の医療機関を受診できる体制を整備する必要がある一方、医療費の不払いを発生させないための取り組みも重要となる。

「訪日外国人に対する適切な医療等の確保に向けた総合対策」（訪日外国人に対する適切な医療等の確保に関するワーキンググループとりまとめ／平成30年6月14日）および「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策（令和2年度改訂）」（外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議決定／令和2年7月14日）においては、医療費の不払い等の経歴がある訪日外国人について、次回以降の入国審査の厳格化を検討する方針を決定している。

厚生労働省ではこれに基づき、出入国在留管理庁と連携して、保険医療機関から医療費の不払いのある訪日外国人受診者の情報を収集し、出入国在留管理庁へ提供する仕組みの運用を、令和3（2021）年5月10日からスタートさせた。情報の報告対象は、「個人情報提供に同意後、未収金の累計残高が20万円以上であるもの」で、「訪日外国人受診者

医療費未払情報報告システム」(<https://unpaid.mhlw.go.jp/report/>)を利用して情報を登録することとなる。提供された情報は、当該外国人が再び日本を訪れた際の入国審査に活用される。

厚生労働省では、医療機関向けの情報報告マニュアルのほか、不払い発生を防ぐための受診時対応チェックリストも提供し、協力を呼びかけている^{※1}。

「訪日外国人受診者」の3要件

今回の取り組みでは、①日本国籍をもたない、②日本に居住していない（海外に居住しており、一時的に日本を訪問している）、③日本の公的医療保険に加入していない、の要件をすべて満たす者を「訪日外国人受診者」と定義している。未払いが発生した「訪日外国人受診者」の情報が報告対象となるため、診療受付時にはまずこの要件に当てはまるか否かの確認が必要となる。

また、「医療費の不払いが発生した場合に個人情報が厚生労働省や出入国在留管理庁に提供されること」について説明のうえ、同意

※1…厚生労働省ホームページ 訪日外国人の受診時対応チェックリスト
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000202921_00012.html

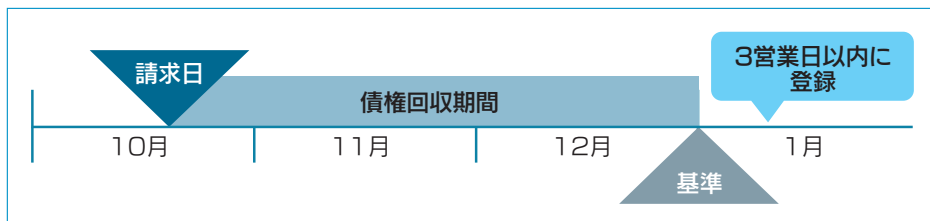


この著作物は著作権法、国際条約およびその他の知的財産権に関する法律や条約によって保護されています。著作権者（独立行政法人福祉医療機構）ならびに著作権者の許可を得ない複製（コピー）、再配布を、固くお断りいたします。

を得ておくことも必要となる。本人確認はパスポートで行う。未収金が発生した場合、発行国のコード（webシステムで国籍から検索することも可能）、パスポート番号、氏名、生年月日、性別を入力して報告することとなる。報告の日については、医療費の請求日の翌々月末日を「基準」として、翌月3営業日以内に、前述の「訪日外国人受診者医療費未払情報報告システム」を通じて訪日外国人受診者の情報や未収金残高の登録を行う（図1）。

同システムを通じて報告方法は、webシステムにアクセスするためのIDの申請（管理者IDと入力担当者IDの2つ）とパスワード設定↓未払い情報の登録・更新となるが、その後地方出入国在留管理局から医療機関に対し、未収金に関する最新情報について問い合わせが入ることある。また、登録された情報は一定期間経過後に閲覧できない状態に移行する場合があるが、その場合にはそれ以降の情報更新は不要となる。

図1 未収金の請求時期とシステム登録タイミング例



訪日外国人患者の未収金額はとくに入院で高額に

ところで、外国人受診者による医療費の未払いほどの程度発生しているのだろうか。

令和3（2021）年3月に取りまとめられた「令和2年度医療機関における外国人患者の受入に係る実態調査結果報告書」によると、回答のあった4097病院のうち、調査期間（2020年10月1日～31日）中に2195病院（53・6%）で外国人患者の受け入れがあり、過去2回の調査と同様の水準となっていた。病院ごとの外国人患者数の中央値は、過去3回で4人↓8人↓6人となっている。なお、都道府県が選出する「外国人患者を受け入れる拠点的な医療機関」では、8割以上で外国人患者を受け入れていた（図2）。

未収金の発生状況については、外国人患者の受け入れ実績のある2195病院のうち、363病院（16・5%）で外国人患者による未収金を経験していた。病院当たりの未収金の発生件数は平均4・4件、総額は平均37・0万円となっている（4頁図3）。ただし、この結果には在留外国人も含まれているため、訪日外国人患者（医療渡航を除く）に限定してみると（4頁図4）、回答

図2 外国人患者の受け入れ実績

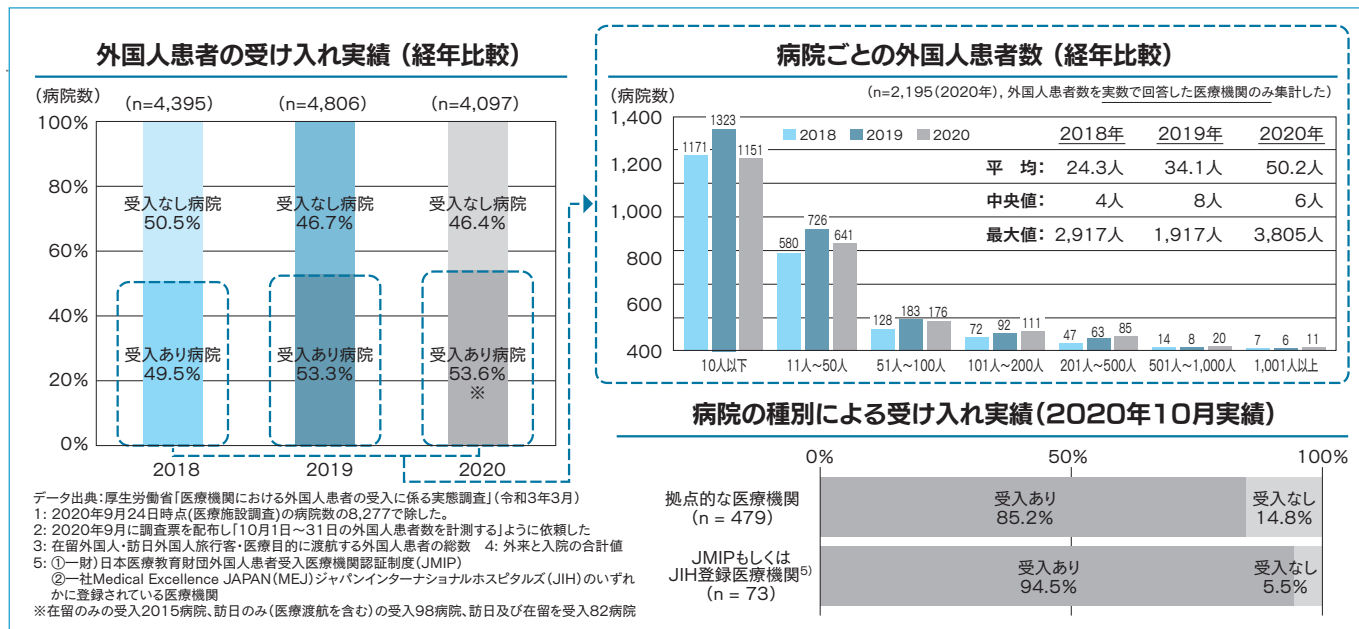


図1…厚生労働省ホームページ 訪日外国人受診者医療費未払情報の報告マニュアル（医療機関向け）より
 図2～8…厚生労働省ホームページ 令和2年度 医療機関における外国人患者の受入に係る実態調査結果より

続きは、

月刊誌 

本誌にてご覧ください。

定期購読のごあんない

月刊誌「WAM」は1年間の定期購読誌です。

購読料／1年間・・・7,524円(税、発送料込)

体裁／A4変型判 本文36ページ

編集／独立行政法人福祉医療機構

編集協力・発行／株式会社法研

[定期購読のお申し込みはこちら](#)

お問い合わせ

〒105-8486 東京都港区虎ノ門4-3-13ヒューリック神谷町ビル9階
独立行政法人福祉医療機構 総務部 広報課
TEL:03-3438-9240 fax:03-3438-9949